令和7年12月29日(月)の診療費に関するお知らせ

平素より当院の診療にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当院の年末年始の診療体制につきましては、別途ご案内のとおりです。

12 月 29 日(月)は通常通りの診療体制となりますが、厚生労働省の通達により**「休日扱い」**となります。

そのため、**予約患者様・紹介患者様以外の方につきましては、診療費に休日加算が適用され、通常の平日よりも一部高額となる場合がございます。**

あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、具体的な金額につきましては、診療内容により異なります。

精算後にお渡しする診療明細書をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

【休日加算の対象となる日にち】

〇 日曜日・国民の祝日

〇 12月29日～12月31日

〇 1月1日～1月3日

医療法人社団松和会 池上総合病院

病院長